

一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワークと称する。その英文表記は、Japan Performing Arts Solidarity Network とし、その略称を JPASN とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大をうけ、舞台芸術業界が危機的状況から脱却し、安全な状況で再開され再生していくために、互いに連携し協力し、情報を共有し合うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 舞台芸術に関わる団体、個人への支援
- (2) 舞台芸術に関わる情報の収集と共有、必要な提言
- (3) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(会員の種別)

第5条 当法人の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2. 正会員は、当法人の目的に賛同し入会した者とする。
3. 賛助会員は、当法人の活動を賛助・支援するとして入会した者とする。

(入会)

第6条 当法人の会員となろうとする者は、当法人が別に定める方法により入会申込みを行い、代表理事の承認（代表理事間の意見が相違した場合、過半数の意見によることとする。以下、代表理事の決定事項について同様とする。）を得るものとする。正会員または賛助会員の資格が生じる時点は、正会員については、代表理事による承認後最初の会費の納入が確認された時点、賛助会員については、代表理事による承認がされた時点とする。

(会費)

第7条 会員は、当法人の事業活動に生じる費用に充てるために、会費を支払う義務を負う。会費の納入時期、納入方法は、当法人が別に定める方法によるものとする。

2. 本法人設立時点の会費は、正会員につき月額1万円とする。会費の額を変更する場合、代議員総会の決議を経ることとする。
3. 代表理事は、正会員の会費について減免措置をとることができる。
4. 特別な費用を必要とするときは、代議員総会の決議を経て、臨時会費を徴収することができる。
5. 納入された会費は、返還しない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を事務局に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、正会員について代議員総会の決議により、賛助会員について理事会の決議により除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき相当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (2) 法人又は団体が解散したとき。
- (3) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (4) 会費の納入が支払期限から6ヶ月以上されず、資格喪失について理事会の承認を経たとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品を返還しない。

(代議員)

第12条 当法人は、正会員の中から選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

2. 代議員の定数は 14 名とする。
3. 代議員は、次条に定める代議員選挙に当選したときに社員となる。

(代議員選挙)

第13条 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う（代議員選挙に関する必要な事項は理事会において定める）。

2. 代議員は正会員の中から選出されることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
3. 正会員は、代議員選挙において代議員を選挙する権利を等しく有する。
4. 理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
5. 代議員選挙は、当法人の設立後、2023 年の 7 月までに実施することとし、以後 2 年毎に実施する。
6. 代議員の任期は、当該代議員選挙の終了のときから、次の代議員選挙の終了のときまでとし、再任を妨げない。代議員が第 12 条 2 項に定めた最低員数（14 名）を欠くこととなったときは、補充のための代議員選挙を行うこととし、補充によって選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
7. 代議員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。
 - (1) 特別の事由により、その職務の執行が困難である等のため辞任の申し出があり、理事会がこれを承認したとき。
 - (2) 第 8 条から 10 条の規定により、退会、除名又は会員の資格を喪失したとき。
8. 代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合(法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。
9. 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に行使することができる。
 - (1) 定款の閲覧等（法人法第 14 条第 2 項の権利）
 - (2) 代議員名簿の閲覧等（法人法第 32 条第 2 項の権利）
 - (3) 代議員総会の議事録の閲覧等（法人法第 57 条第 4 項の権利）
 - (4) 代議員の代理権証明書面等の閲覧等（法人法第 50 条第 6 項の権利）
 - (5) 書面による議決権の行使書面の閲覧等（法人法第 51 条第 4 項の権利）
 - (6) 計算書類等の閲覧等（法人法第 129 条第 3 項の権利）
 - (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等（法人法第 229 条第 2 項の権利）
 - (8) 合併契約等の閲覧等（法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利）
10. その他代議員の選任、運営に関して必要な事項は理事会において定める。

第3章 代議員総会

(構成及び開催)

第14条 代議員総会は、代議員をもって構成し、代議員総会をもって法人法上の社員総会とする。

2. 当法人の代議員総会は、定時代議員総会及び臨時代議員総会とし、定時代議員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時代議員総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第15条 代議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額（発生させる場合）
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更（ただし、代議員の選解任に関する定款の変更は社員総会の意見を聴いた上で行うものとする）
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) 当法人の運営に必要な規則の制定、変更、廃止
- (9) その他法令、又は、この定款で代議員総会の権限とされた事項

(議決権)

第16条 各代議員は、各1個の議決権を有する。

(招集)

第17条 代議員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

(定足数及び決議)

第18条 代議員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席（ウェブ会議等のリモートによる出席を含む。）し、出席した代議員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 前項の規定にかかわらず、代議員総会の決議事項中の次の事項については、特別決議事項とし、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散

- (4) 不可欠特定財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(議長)

第19条 代議員総会の議長は、代表理事又は代表理事が別に指名した者がこれに当たる。これらの者に事故があるときは、出席代議員の中から決議により選出することができる。

(代理)

第20条 代議員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(書面表決等)

第21条 代議員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、その代議員は代議員総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第22条 理事又は代議員が代議員総会の目的である事項につき提案をした場合において、当該議案につき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の代議員総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第23条 代議員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2. 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第24条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上30名以内
 - (2) 監事 3名以内
2. 理事のうち、1名又は複数名を一般法人法上の代表理事とする。
3. 理事のうち、1名又は複数名を常任理事とすることができる。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、当法人の業務を統括

する。

3. 常任理事は、代表理事を補佐し、理事会で別途定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
4. 代表理事が欠けたとき、または事故がある場合は、理事会で定めた順序で他の理事が職務を執行する。
5. 代表理事及び常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、正会員の推薦を受けたものの中から、代議員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、設立時社員は、当法人設立後最初の代議員選挙により代議員が選任されるまでに、附則第5条に基づく代議員総会において、理事及び監事の連続再任の上限年数又は定年の定めについて、協議決議するものとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員の報酬)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議又は代議員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。その責任の限度額は、法令で定める最低責

任限度額とする。

(顧問)

第31条 当法人に、任意機関として、顧問を置くことができる。

2. 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
3. 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 顧問は、無報酬とする。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第32条 当法人は理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2. 理事会の招集通知は、会日の3日前までに各理事に対して発する。当法人は理事会を置く。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事及び常任理事の中から理事会が定める。

(理事会の開催及び種別)

第35条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎年4回程度開催する。
3. 臨時理事会は次のいずれかの場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めるとき。
 - (2) 代表理事以外の複数の理事により理事会の目的を記載した書面によって代表理事に招集の請求があったとき。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席（ウェブ会議等のリモートによる出席を含む。）し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項において提案をした場合において、当該提案につき、当該事項について特別の利害関係を有する理事以外の理事の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が当該提案について、異議を述べた場合その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 会員総会

(構成及び開催)

第38条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 会員総会は、毎年定時代議員総会終了後1か月以内に開催し、必要があるときに臨時会員総会を開催する。

(権限)

第39条 代表理事は、会員総会において当法人の業務の執行状況及び財務状況を報告すると共に、当法人の重要事項について、会員総会の諮問に付し、意見を求めることができる。会員総会で得られた意見については、代議員総会で報告に付され検討されるものとする。

(議決権)

第40条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(招集)

第41条 会員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(決議)

第42条 会員総会の決議が必要な事項について、かかる決議は総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席（ウェブ会議等のリモートによる出席を含む。）し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議長)

第43条 会員総会の議長は、代表理事または代表理事が別に指名した者がこれに当たる。

(代理)

第44条 会員総会に出席できない会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(書面表決等)

第45条 会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、その正会員は会員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第46条 会員総会の議事は、議事録を作成する。

2. 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 事務局

(事務局)

第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長は、代表理事が理事会の意見を聴いて任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第8章 部会及びプロジェクトチーム

第48条 当法人の事業の円滑な推進を図るため、代表理事は、部会及びプロジェクトチームを設置することができる。

2. 部会及びプロジェクトチームのメンバーは、代表理事において選任する。

第9章 計算

(事業年度)

第49条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第50条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、代議員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第51条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時代議員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告書及びその附属明細書
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
2. 事業報告については、代表理事がその内容を定時代議員総会に報告しなければならない。
 3. 貸借対照表及び損益計算書については、定時代議員総会の承認を受けなければならない。

(剩余金)

第52条 当法人は、剩余金を分配することができない。

第10章 基金

(基金の拠出)

第53条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2. 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て別に定めるものとする。
3. 拠出された基金は、定時代議員総会の決議による場合を除き、当法人が解散するまで返還しない。
4. 基金の返還の手続については、法人法第 141 条に規定する限度額の範囲内で、基金の返還を行う場所及びその方法その他の必要な事項を清算人において別途定めるものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 本定款は、代議員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の総数の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第55条 当法人は、代議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

2. 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

附則

第1条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から 2022 年 3 月 31 日までとする。

第2条 本定款は、当法人の設立登記の日から施行する。

第3条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事：安孫子正
同：石田太佳子
同：伊ヶ崎裕子
同：井上正弘
同：池田篤郎
同：伊藤達哉
同：大島祐夫
同：加藤真規
同：金井隆志
同：北村明子
同：北牧裕幸
同：船越直人
同：佐藤玄
同：鈴木基之
同：野田秀樹
同：福井健策
同：松田誠
同：宮城聰
同：吉田智薈樹
同：吉田美樹

設立時代表理事：池田篤郎
同：野田秀樹
同：吉田智薈樹

設立時監事：三富樹子

第4条 当法人の設立時社員の氏名または名称及び住所は、次のとおりである。

- (1) 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
東宝株式会社
- (2) 東京都世田谷区中町五丁目10番27号
有限会社ゴーチ・ブラザーズ
- (3) 東京都渋谷区道玄坂二丁目24番1号
株式会社東急文化村
- (4) 東京都中央区新富二丁目8番1号
金井大道具株式会社
- (5) 東京都渋谷区恵比寿一丁目22番20号

有限会社シス・カンパニー

- (6) 東京都中央区築地四丁目1番1号
松竹株式会社
- (7) 東京都豊島区南池袋一丁目28番2号
株式会社パルコ
- (8) 東京都目黒区下目黒一丁目2番5号
株式会社ホリプロ
- (9) 東京都渋谷区神泉町25番8-503号
有限会社ノダ・マップ
- (10) 東京都世田谷区北沢1丁目11番11号
福井健策
- (11) 東京都目黒区東山一丁目2番2号
株式会社ネルケプランニング
- (12) 東京都渋谷区神宮前四丁目2番12号
株式会社ワタナベエンターテインメント
- (13) 東京都中央区銀座一丁目27番8号セントラルビルディング内
公益社団法人日本演劇興行協会
- (14) 横浜市青葉区あざみ野一丁目24番地7
四季株式会社

第5条 設立時社員は、当法人設立後最初の代議員選挙により代議員が選任されるまでの間、当法人の社員としての権限を有する。この場合、本定款第3章以降に「代議員」とあるのは、「社員」と読み替える。

第6条 当法人は、当法人の設立と同時に、法人格なき社団である緊急事態舞台芸術ネットワーク（東京都豊島区所在。2020年5月14日設立。以下「旧ネットワーク」という。）の同意を得て、その資産負債その他一切の権利義務を承継する。

- 2. 旧ネットワークに対する債権を有する者であって当法人が旧ネットワークの当該債務を承継することに異議のある者は、理事会に対してその旨の通知をすることができる。この場合において、当法人は、異議を申し出た者に対し、直ちに債務の全部を返済する。

第7条 当法人設立の時点において旧ネットワークの参加団体・参加劇団・参加カンパニーであった者を、当法人設立時点の正会員とし、当法人設立の時点において旧ネットワークの賛同団体であった者を、当法人設立時点の賛助会員とする。

- 2. 第1項に規定する者のうち、当法人の会員となることを希望しない者は、理事会に対して書面をもってその旨の通知をすることができる。この場合においては、当法人の設立と同時に旧ネットワークを退会し、当法人の会員とならなかつるものとする。

第8条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワーク設立のため、設立時社員東宝株式会社ほか 13名の定款作成代理人弁護士寺内康介は本定款を作成し、これに記名押印する。

2021年9月14日

設立時社員：東宝株式会社
代表取締役 島谷能成

有限会社ゴーチ・ブラザーズ
取締役 伊藤達哉

株式会社東急文化村
代表取締役 中野哲夫

金井大道具株式会社
代表取締役 金井隆志

有限会社シス・カンパニー
代表取締役 北村明子

松竹株式会社
代表取締役 迫本淳一

株式会社パルコ
代表取締役 牧山浩三

株式会社ホリプロ
代表取締役 堀義貴

有限会社ノダ・マップ
取締役 野田秀樹

福井健策

株式会社ネルケプランニング

代表取締役 富田祥子

株式会社ワタナベエンターテインメント
代表取締役 吉田美樹

公益社団法人日本演劇興行協会
代表理事 安孫子正

四季株式会社
代表取締役 吉田智薫樹

上記設立時社員 14 名の定款作成代理人
東京都港区南青山 5-18-5 南青山ポイント 1F
骨董通り法律事務所
弁護士 寺内康介